

令和8年度 吹田市産後家事支援事業委託事業者募集要項

令和8年4月 吹田市

1 業務内容等

- (1) 業務名
産後家事支援事業委託業務
- (2) 業務の概要
生後6か月未満の乳児を養育し、家族等から十分な家事等の援助を受けられず、産後の心身の不調等により家事が困難な者に対して、産後家事支援事業（ヘルパーを派遣し、家事や育児の支援を行うものをいう。以下「本事業」という。）を実施する。
- (3) 業務の内容及び実施要件
別紙「吹田市産後家事支援事業委託業務仕様書」のとおり
- (4) 契約期間
契約締結日から令和9年3月31日まで

2 応募資格

次に定める内容を全て満たす者とする。

- (1) 本事業を利用する者の居宅において必要な支援を継続的に実施できる体制を有する等、本事業を適切に運営することができるものと認められる介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項に規定する指定居宅サービス事業者及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第36条に規定する指定障がい福祉サービス事業者又は同等の援助が提供できる者（本事業と類似の家事支援事業について実績がある者に限る。）
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者
- (3) 吹田市指名停止措置要領（平成16年4月1日制定）に基づく指名停止措置を受けていない者
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき又は更生再生手続開始の申立てがなされている者については、更生計画又は再生計画の認可決定の確定を受けている者
- (5) 吹田市公共工事等及び売払い等の契約における暴力団排除措置要領（平成24年11月13日制定）に基づく入札参加除外の措置を受けていない者。また、同要領別表に掲げる措置要件に該当しない者
- (6) 本事業に係る契約書及び仕様書に記載された事項、関係法令等を順守できる者
- (7) 市税及び国税である法人税（所得税）並びに消費税（地方消費税を含む。）を滞納していない者

3 委託料等

利用者の利用時間につき、利用内容及び本市が伝える利用者の区分に応じた金額とする。

なお、利用者の区分が区分1である場合は、利用者から自己負担額を徴収すること。

※詳細は、裏面のとおり。

利用時間	利用料 (総額)	利用料の内訳			
		区分1		区分2	
		委託料	自己負担額	委託料	自己負担額
最初の 1時間	3,000円	2,500円	500円	3,000円	0円
1時間以降 2時間以内	6,000円	5,000円	1,000円	6,000円	0円

4 仕様書

別紙参照

5 業務開始までの流れ

- (1) 申請
- (2) 書類審査
- (3) 審査結果通知
- (4) 業務開始

※申請から審査結果通知までの期間はおよそ3週間程度

6 応募（申請）の概要及び日程

(1) 発注者及び事務局

ア 発注者 吹田市長 後藤 圭二

イ 事務局 吹田市児童部すこやか親子室 産後家事支援事業担当
〒564-0072 吹田市出口町19番2号 吹田市立保健センター3階
TEL06-6339-1214、メールアドレス sukoyakaoyako@city.suita.osaka.jp

(2) 募集要項の配布

ア 配布期間 令和8年4月1日から令和9年3月31日まで
土日、祝休日、年末年始（12月29日から1月3日まで）を除く
9時30分から17時00分まで（12時00分から12時45分までを除く）

イ 配布場所 事務局（本市ホームページからもダウンロード可能。）

(3) 書類の提出方法

事前連絡のうえ、郵送又は直送により事務局に提出（配布期間内に随時提出可能）

※直送の場合は、提出日を事前連絡すること。

(4) 実施申請書類

ア 吹田市産後家事支援事業委託事業者申請書

イ 吹田市産後家事支援事業委託事業者申請にかかる誓約書

ウ 事業者概要

エ 定款、寄附行為又はこれに類する書類（任意様式）

オ 家事・育児支援事業の実績

※「キ 指定書の写し」により省略可

カ 事業実施体制確約書

キ 指定書の写し（介護保険法第41条第1項に規定する指定居宅サービス事業者及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第36条に規定する指定障害福祉サービス事業者の場合）

(5) 注意事項

ア 申請に要する費用は、事業者の負担とする。

イ 提出された書類については返却しない。

ウ 申請書類を提出した後に辞退する際には、辞退届を提出すること。

7 審査及び結果の通知

提出書類により審査を行い、必要な基準を満たすと判断できる事業者を受託者と決定し、契約を締結する。

審査の結果は結果通知書により事業者に通知する。

8 その他

(1) 契約締結までに、本業務に係る損害保険加入証書等の写しを提出すること。

(2) 契約締結後、速やかに本市との連絡体制について書面で報告すること。